

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成29年7月27日(2017.7.27)

【公開番号】特開2016-35957(P2016-35957A)

【公開日】平成28年3月17日(2016.3.17)

【年通号数】公開・登録公報2016-016

【出願番号】特願2014-157753(P2014-157753)

【国際特許分類】

H 01 L 21/66 (2006.01)

G 01 R 31/28 (2006.01)

【F I】

H 01 L 21/66 B

G 01 R 31/28 H

G 01 R 31/28 Y

【手続補正書】

【提出日】平成29年6月15日(2017.6.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0048

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0048】

また、閾値  $T_{H_N}$  は、マージンを考慮して判定の信頼性を高めるため、 $S_0 \times [n - (N - 1)] / n$  と  $S_0 \times (n - N) / n$  の中間値付近に設定することがより好ましい。つまり、FAIL信号を出力する DUT10 の個数がゼロから 1 つずつ増加する場合の合成応答信号  $S_0, S_1, S_2, \dots, S_n$  としたとき、 $S_0$  と  $S_1$  の中間値付近、 $S_1$  と  $S_2$  の中間値付近、 $\dots, S_{n-1}$  と  $S_n$  の中間値付近に、閾値  $T_{H_N}$  を設定することが好ましい。例えば、

$T_{H_N} = \underline{\{S_0 \times [n - (N - 1)] / n\}} + \underline{\{S_0 \times (n - N) / n\}} \times 1 / 2$   
とすることが好ましい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0050

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0050】

STEP1では、1回目の判定で用いる閾値  $T_{H_1}$  を設定する。この閾値  $T_{H_1}$  は、閾値設定部123によって設定される。上記式(1)より、n個のDUT10の全てが合格である場合の合成応答信号の出力レベル  $S_0$  に対し、1回目の判定で設定される閾値  $T_{H_1}$  は、次の関係を満たすことが好ましい。

$S_0 \times n / n > T_{H_1} > S_0 \times (n - 1) / n$

また、マージンを考慮して、

$T_{H_1} = [S_0 \times n / n + S_0 \times (n - 1) / n] \times 1 / 2$   
とすることがより好ましい。